

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

暴力を振るう、食事を与えない等の行為によって保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいる。こうした事態を防ぐため、国は虐待の発生防止、早期発見に向け、児童虐待防止対策の強化に向けた児童福祉法等改正法を成立させた。しかし悲惨な児童虐待は依然として発生し続けている。

特に、昨年三月の東京都目黒区での女児虐待死事件や、今年一月、千葉県野田市での痛ましい虐待死事件等、児童相談所等の関係機関が把握していながら、なぜ救えなかったのか。悔やまれてならない。

よって、国会及び政府におかれては、大切な子どもを守るため、次の事項につき、取組の推進を強く求める。

- 一 「しつけによる体罰は要らない」という認識を社会全体で共有できるよう周知啓発に努めるとともに、法施行後必要な検討を進めるとしている民法上の懲戒権や子どもの権利擁護の在り方についても速やかに結論を出すこと。
- 二 学校における虐待防止体制の構築や警察との連携強化、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと。
- 三 虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県・市町村で速やかに構築ができるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに定めること。
- 四 児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とDVの双方から親子を守る体制強化を進めるとともに、児童相談所の体制整備や妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行う日本版ネウボラの設置推進を図ること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和元年七月三十一日

大分県議会議長 麻 生 栄 作

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
内閣官房長官	菅義偉殿
厚生労働大臣	根本匠殿
文部科学大臣	柴山昌彦殿
法務大臣	山下貴司殿
国家公安委員長	山本順三殿